

第 64 回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部 本部員会議

事 項 書

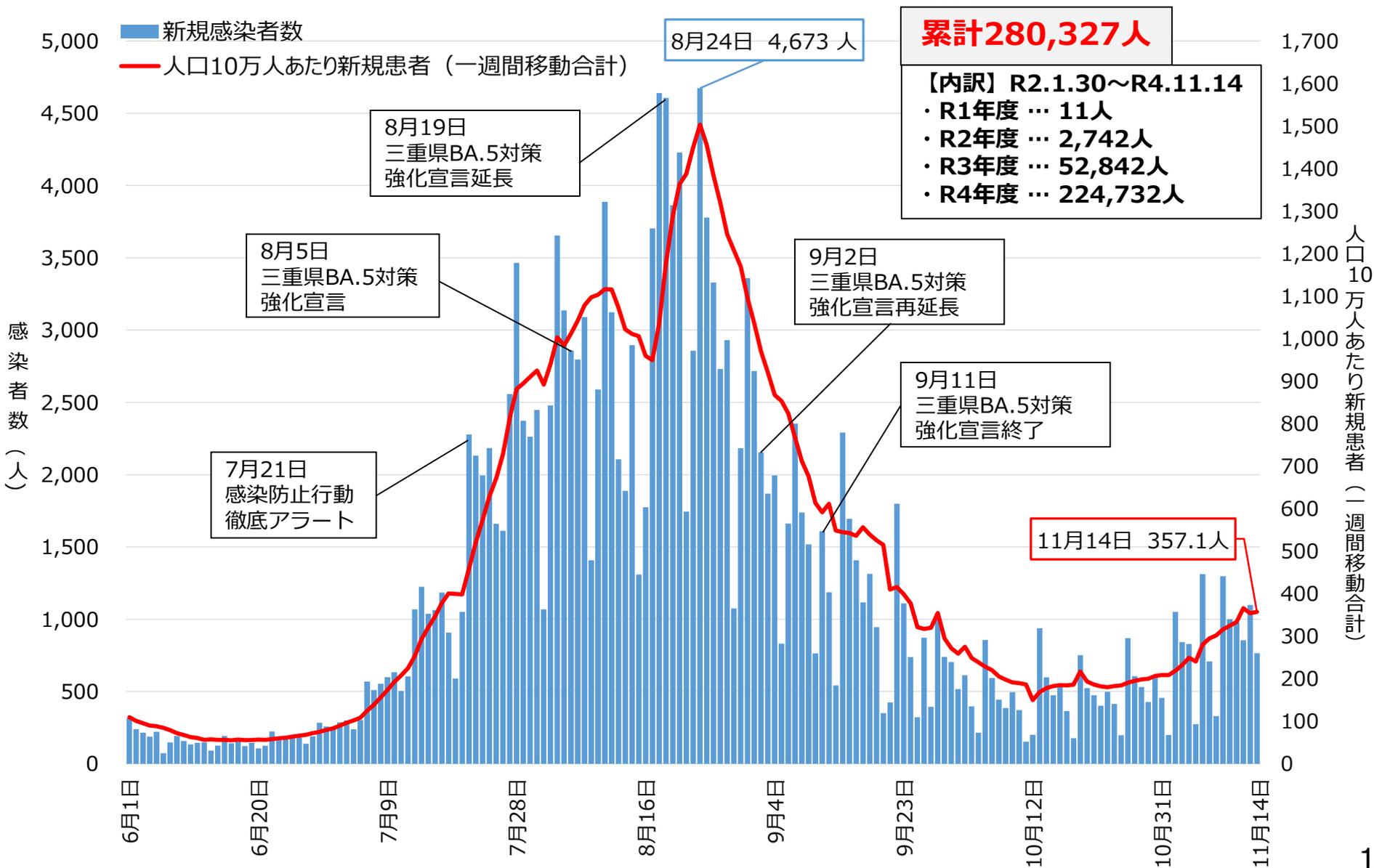
令和 4 年 1 1 月 1 5 日 (火)
書面開催

- 1 新型コロナウイルス感染症の県内発生状況等について
- 2 三重県新型コロナウイルス感染症第 7 波について

新型コロナウイルス感染症の 県内発生状況等について

県内患者発生状況 (n=280,327、R4.11.14時点)

◆8月下旬から減少が続いていたが、10月下旬以降増加に転化



新規感染者数及び前週同曜日比の推移

上段：新規感染者数
 下段：前週同曜日比
 ※前週同曜日比増は、セル着色

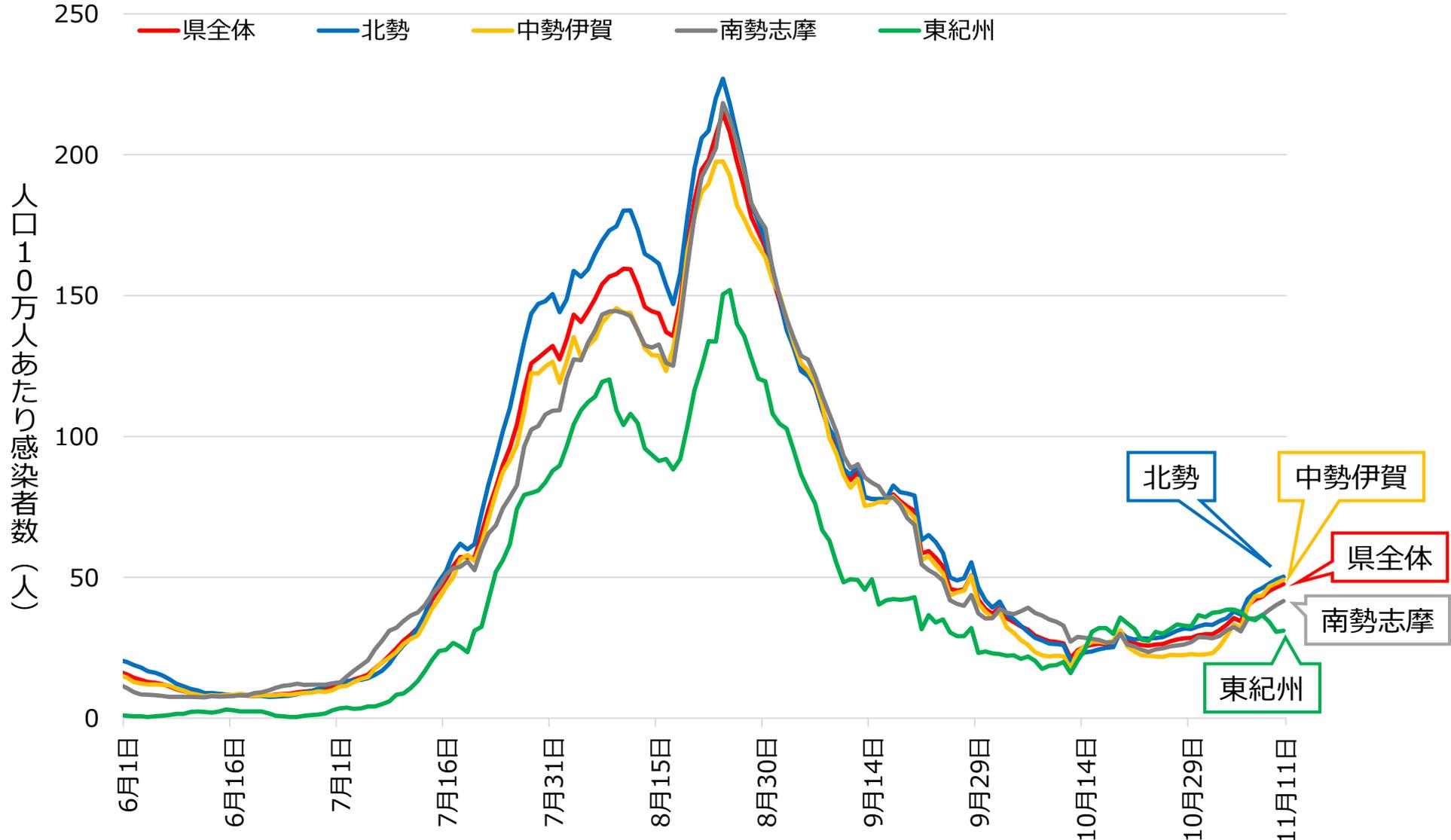
	日	月	火	水	木	金	土	週合計
10月	9	10	11	12	13	14	15	週合計
	495 人 (0.81)	371 人 (0.93)	153 人 (0.71)	201 人 (0.23)	937 人 (1.58)	598 人 (1.35)	473 人 (1.23)	3,228 人 (0.92)
	16	17	18	19	20	21	22	週合計
	535 人 (1.08)	364 人 (0.98)	177 人 (1.16)	751 人 (3.74)	522 人 (0.56)	473 人 (0.79)	402 人 (0.85)	3,224 人 (1.00)
	23	24	25	26	27	28	29	週合計
	497 人 (0.93)	414 人 (1.14)	198 人 (1.12)	868 人 (1.16)	605 人 (1.16)	530 人 (1.12)	427 人 (1.06)	3,539 人 (1.10)
	30	31	11/1	11/2	11/3	11/4	11/5	週合計
609 人 (1.23)	455 人 (1.10)	199 人 (1.01)	1,050 人 (1.21)	842 人 (1.39)	829 人 (1.56)	274 人 (0.64)	4,258 人 (1.20)	
11月	6	7	8	9	10	11	12	週合計
	1,312 人 (2.15)	708 人 (1.56)	329 人 (1.65)	1,297 人 (1.24)	999 人 (1.19)	977 人 (1.18)	855 人 (3.12)	6,477 人 (1.52)
	13	14	15	16	17	18	19	週合計
1,099 人 (0.84)	765 人 (1.08)	人	人	人	人	人	人	

直近1週間 (R4.11.8~11.14)
 ・人口10万人あたり新規感染者数：357.1人
 ・前週1週間との比較：1.21倍
 ※直近1週間の新規感染者数合計：6,321人
 前週の新規感染者数合計：5,214人

新規感染者数の推移（圏域別比較）

1週間移動平均対人口10万人
R4.6.1~11.11

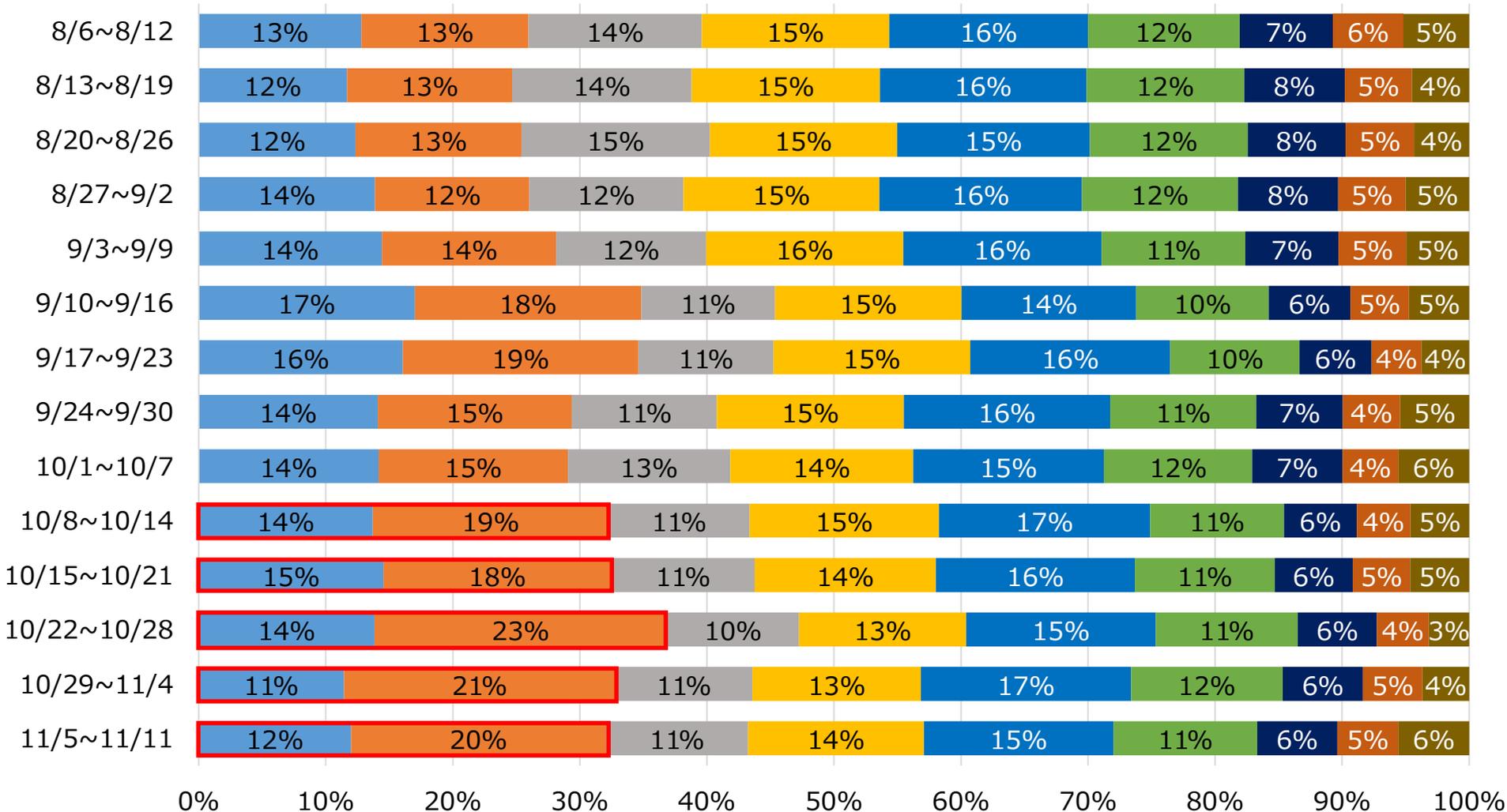
◆県内各圏域とも10月中旬までにはほぼ下げ止まり、直近では増加傾向



◆10月以降20歳未満の割合が増加傾向

【週ごとの年代別感染者割合】

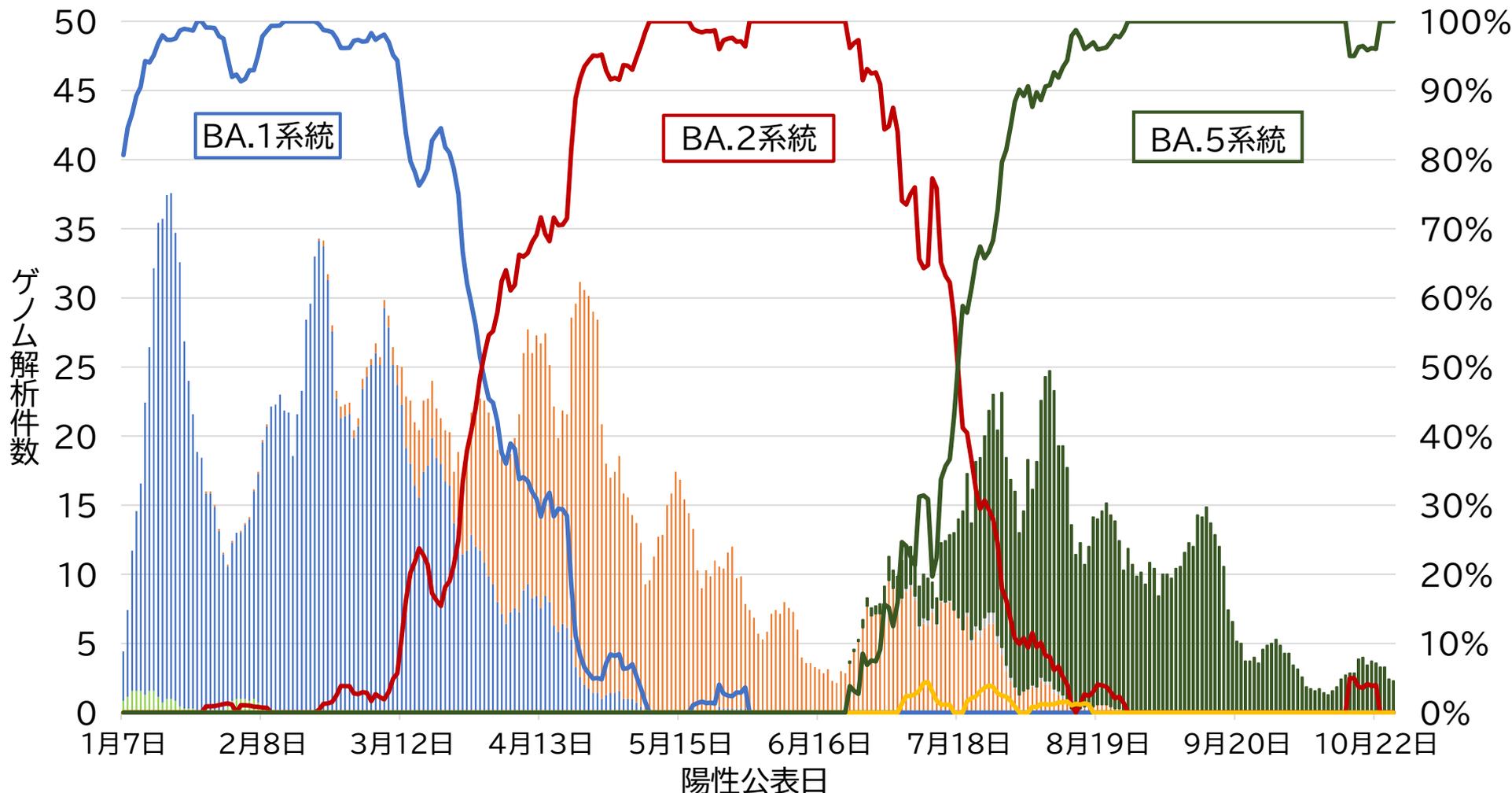
■ 10歳未満 ■ 10代 ■ 20代 ■ 30代 ■ 40代 ■ 50代 ■ 60代 ■ 70代 ■ 80歳以上



ゲノム解析件数

集計期間：R4.1.7~10.26

◆6月末から8月初旬にかけてオミクロン株（BA.5）に置換



デルタ株

オミクロン株(BA.2.12.1)

オミクロン株(BA.2)割合

オミクロン株(BA.1)

オミクロン株(BA.5)

オミクロン株(BA.2.12.1)割合

オミクロン株(BA.2)

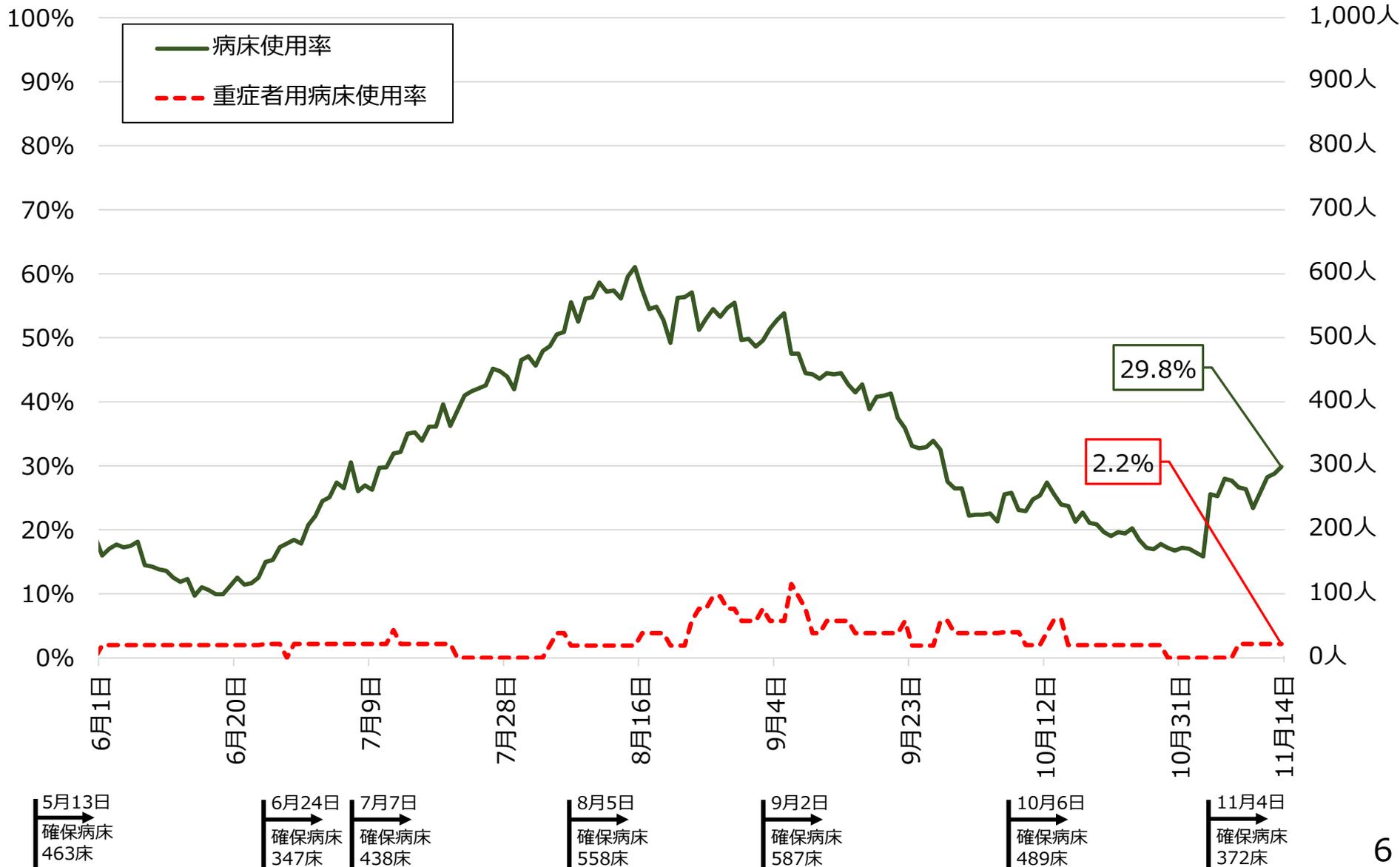
オミクロン株(BA.1)割合

オミクロン株(BA.5)割合

入院等の状況

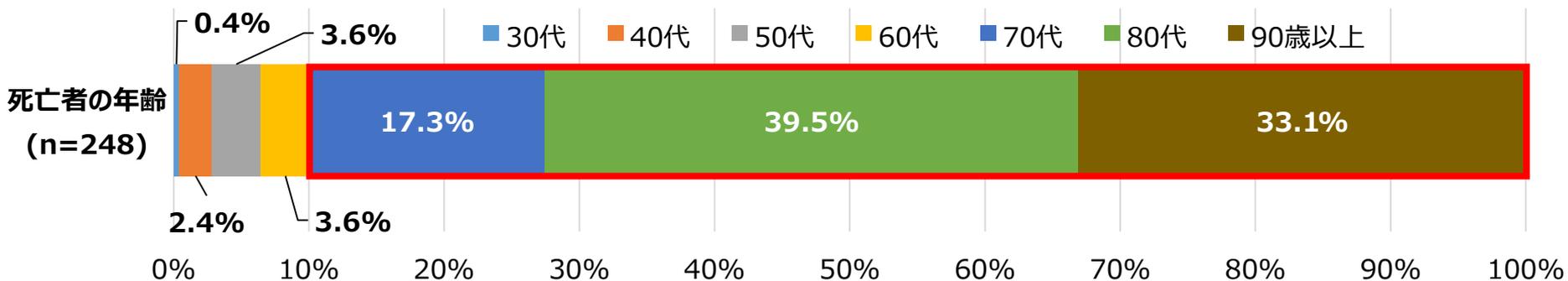
R4.11.14時点

◆病床使用率は**29.8%**、重症者用病床使用率は**2.2%**(重症者1名)

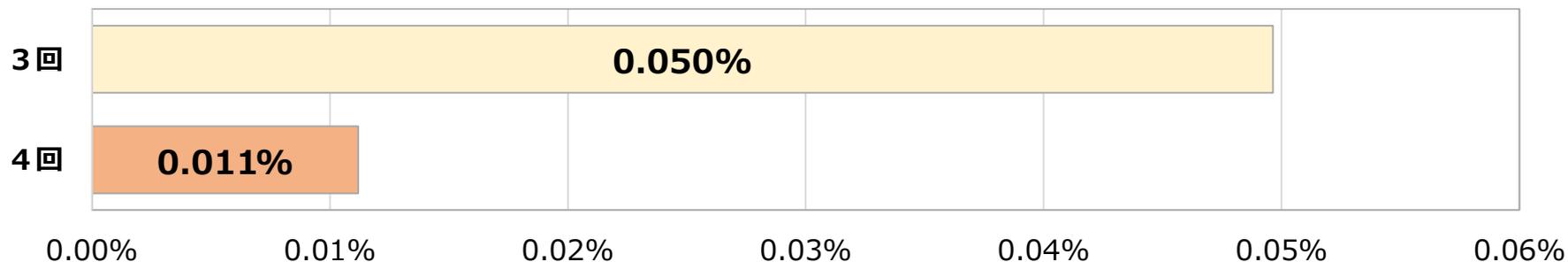


死亡者の内訳

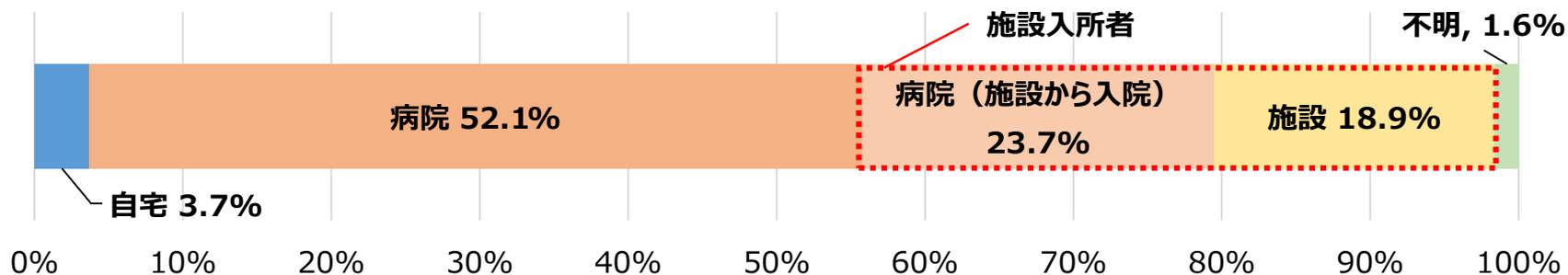
○年齢別割合 (n=248) 【集計期間：R4.7.1～R4.11.11】



○70歳以上高齢者のワクチン接種回数別の死亡率【集計期間：R4.8.1～R4.9.24】



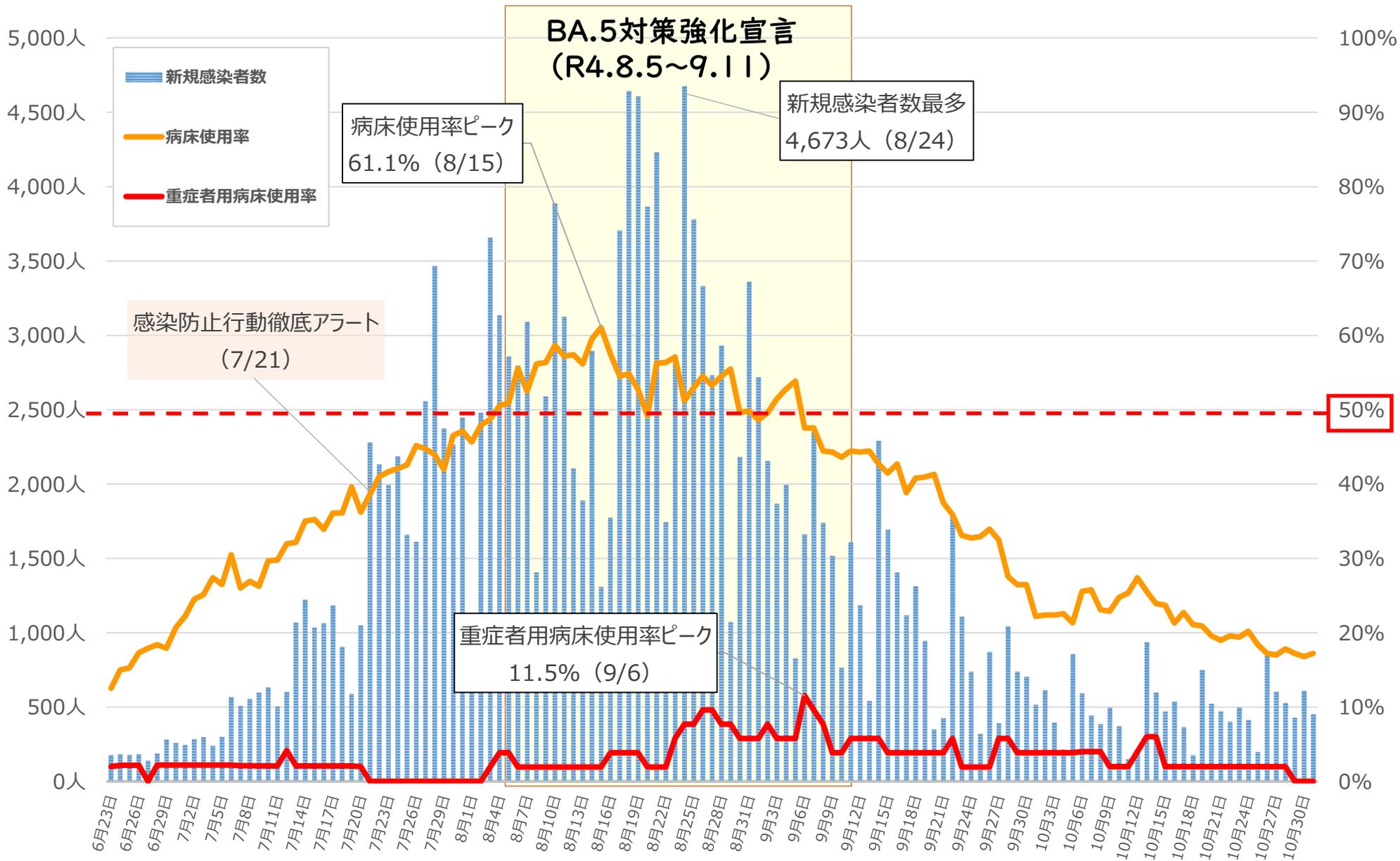
○70歳以上高齢者の死亡場所の内訳 (n=190) 【集計期間：R4.8.1～R4.11.11】



三重県新型コロナウイルス感染症 第7波について(概要)

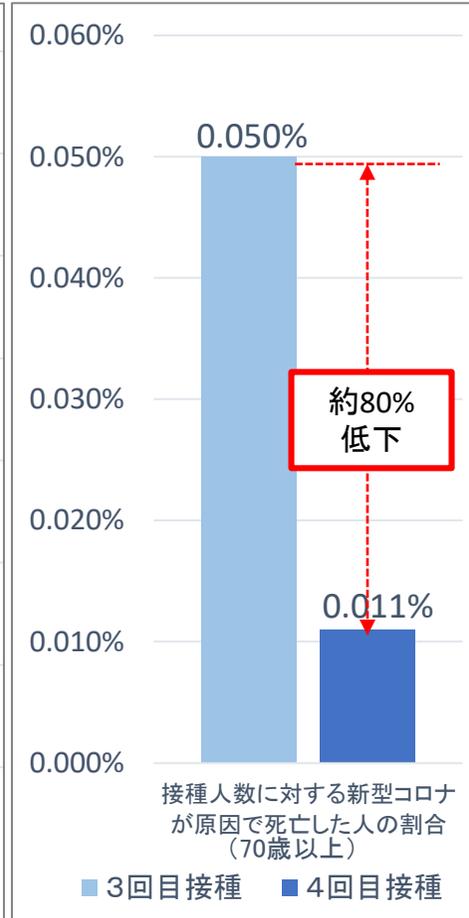
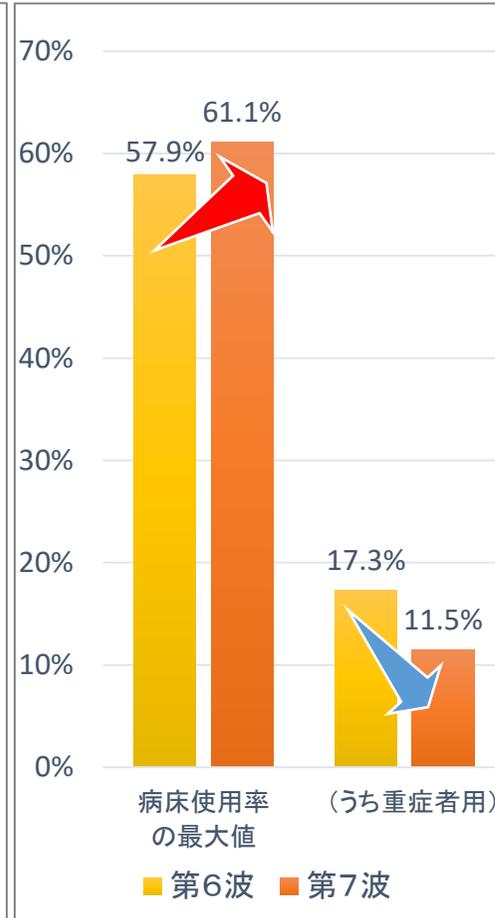
令和4年11月15日

三重県 新型コロナウイルス感染症 第7波の感染状況



第7波の感染状況

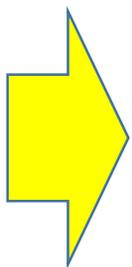
- ・オミクロン株BA.5への置き換わりが進む。
- ・第6波と比較し新規感染者数が約2.4倍増加したものの、病床使用率の最大値はわずかな上昇にとどまった。
- ・軽症・無症状者が多く、重症者用病床使用率は低下。
- ・高齢者のワクチン4回目接種が進展し、死亡率の低下に寄与。
- ・高齢者施設においてクラスターが多数発生した（8～9月のクラスター公表100件のうち74件）。



(期間) 第6波：R4.1.1～R4.6.22 第7波：R4.6.23～R4.9.30

第8波に向けた対応方針

- ・高齢者等重症化リスクの高い方への感染防止対策の推進
- ・感染者が多数発生した場合の医療提供やフォロー体制の確保
- ・重症化予防のためのワクチン接種の促進



○：評価できる事項 ●：課題が残る事項 ※第8波の対応はオミクロン株を想定

高齢者等重症化リスクの高い方への感染防止対策の推進

第7波の対策に関する評価・課題

- 高齢者施設等で**社会的検査を毎週実施**し、早期発見、感染拡大の未然防止の観点から意義。
- 抗原定性検査キットを高齢者施設（入所系）に事前配布**することにより、従事者が症状がある場合に速やかに検査、感染拡大を未然防止。
- 病院、高齢者施設等で勤務する看護職員等を対象に**研修を実施**。
- 高齢者施設等で陽性者発生時の**相談窓口を設置**。
感染制御チームを強化（最大3チーム）し、要請に対し機動的に対応。往診・電話診療による施設内療養者に対する医療提供体制を構築。
- 高齢者施設（入所系）への集中訪問**等による検査の推奨により実施施設数は一定増加したものの**更なる拡大**が必要。

第8波に向けた対応

- ・ワクチンの接種状況等をふまえ、PCR検査だけでなく**抗原定性検査キットを活用**する。
- ・抗原定性検査キットの**事前配布対象を障害福祉施設、小学校、保育所等に拡大**。
- ・研修内容を幅広く活用・共有し、**看護職員等の対応力を向上**。
- ・**高齢者施設における対応力向上**に向け、マニュアルの作成、研修等を進める。

感染者が多数発生した場合の医療提供体制やフォロー体制の確保

第7波の対策に関する評価・課題

- **全国に先駆けて発生届の提出対象を重症化リスクの高い患者に限定**（9月9日～）し、重症化リスクの低い患者についても療養体制をつくるため**県独自の患者情報報告システム**を構築。
- 重症化リスクの低い有症状者への抗原定性検査キット配布、陽性者の登録を行う**「検査キット配布・陽性者登録センター」**を運用（8/10～）し、お盆前後の診療・検査医療機関のひっ迫を回避。

＜入院医療＞

- 対応できる**医療機関を増加（新たに8病院）**させたことで、**円滑な入院医療を提供**する体制を確保。
- 病床確保計画における緊急フェーズへの移行基準を病床使用率40%とした場合でも、円滑に患者を受入**（最大確保病床 587床）**。

第8波に向けた対応

- ・ 軽症の自宅療養者の健康フォローアップ業務の一元化を検討。
- ・ インフルエンザとの同時流行などの感染状況により、必要に応じ**「検査キット配布・陽性者登録センター」の対象を市販の検査キットで陽性が判明した方も含める**など見直し。
- ・ フェーズ移行のタイミングを「病床使用率40%」で維持し、**計画的に病床を確保**。
※強毒株による感染拡大時には、当初の基準である「病床使用率30%」とする。
- ・ **特別な配慮が必要な患者**（妊産婦、小児、透析治療中など）に対応できる体制の維持・拡充。

感染者が多数発生した場合の医療提供体制やフォロー体制の確保

第7波の対策に関する評価・課題

＜臨時応急処置施設＞

○病床使用率が40%の時点から迅速に準備し、適時に稼働（8/4～9/14）、5名の患者を受け入れ。

＜宿泊療養＞

○確保した**全ての施設を稼働（4施設496室）**、高齢者など様々な感染者を受け入れ、適切な療養を提供。

○医療機関から**症状が軽快した患者を積極的に受け入れ、病床ひっ迫を緩和。**

●感染者の多くが軽症・無症状であり入所者は想定を下回る。

＜自宅療養＞

○**医療機関、薬局、訪問看護事業所が自宅療養者の治療**に関与。

○パルスオキシメーター、食料品の配送体制を確保、大幅な遅延なく対応。

第8波に向けた対応

・入院病床の拡充等をふまえ、**予め基準を設けず、感染状況に応じ運用。**

・当面は4施設を維持し、入所状況や他都道府県の動向などをふまえ、宿泊療養施設体制を見直し。

※強毒株の感染拡大時には、清掃期間の短縮など稼働率の向上に取り組むとともに、必要に応じて確保居室数の増加を検討。

・医療機関、薬局、訪問看護事業者の協力を得て、引き続き、**自宅療養者の治療体制を確保。**

・パルスオキシメーターの貸与、食料品の支援などの**支援体制のあり方を見直し。**



重症化予防のためのワクチン接種の促進

第7波の対策に関する評価・課題

- 4回目接種対象の拡大を国に対し要望した結果、高齢者等の接種が一定完了した後、**対象者の拡大**が可能とされた。
- 10月末時点で、**4回目接種の接種率は高齢者（60歳以上）では74.6%**となったものの、**全世代では33.5%**と十分に上がっていない。



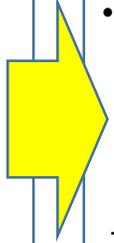
第8波に向けた対応

- ・ 特例臨時接種の実施期間が令和5年3月31日とされるなか、接種対象の拡大もふまえ、高齢者はもとより、**全世代の接種率向上**のため、接種機会の提供や効果的な啓発に取り組む。

県民・事業者への感染拡大防止対策の協力要請

第7波の対策に関する評価・課題

- **国への働きかけにより実現した「BA.5対策強化宣言」を東海3県が足並みをそろえ、早期に発出**、行動制限を行わず社会経済活動を維持しつつ、感染防止対策について効果的な呼びかけを実施。



第8波に向けた対応

- ・ 政府の対応、感染状況を注視し、**可能な限り行動制限を伴わない効果的な協力要請**。
※強毒株の感染拡大により医療提供体制がひっ迫する場合には、まん延防止等重点措置等も検討。

※今後に向けた方針・対策は原則オミクロン株を想定していますが、一部オミクロン株以外の強毒株拡大を想定しています。

新型コロナウイルス感染症 第7波について

1 保健所・本庁の体制

(評価できる点：○、課題のある点：●)

第7波に向けた方針・対策	第7波における対応	評価・課題	今後に向けた方針・対策
<p>【保健所における疫学調査体制・患者のフォロー体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後の感染状況や新たな変異株の出現状況等に応じ対応していく。 引き続き早期にファーストタッチを行う体制を維持する。 	<ul style="list-style-type: none"> 感染症対策業務を維持するため、重症化リスクの低い患者については、ファーストタッチを電話から SMS での案内に切り替え、また、電話での健康観察を原則おこなわないことにするなど、段階的に重点化を図った。 保健所や医療機関の業務の負荷軽減のため、全国に先駆けて緊急避難措置を適用し、9月9日から発生届の提出対象を重症化リスクの高い患者に限定した。 重症化リスクの低い患者については、かかりつけ医療機関と各保健所が療養に係る情報提供等をおこなうとともに、必要な方が療養を受けられる体制をつくるため、県独自の患者情報報告システムを構築し、医療機関から必要最小限の情報（氏名、生年月日、所在市町）を把握することとした。 	<ul style="list-style-type: none"> ○患者急増時に積極的疫学調査の重点化を図ったことで、保健所における調査体制を維持することができた。 ○発生届の提出対象を、重症化リスクの高い患者に限定したことで、保健所や医療機関の発生届の提出数が8割程度減少し、業務の負荷軽減につながった。 ○発生届の限定化にともない、収集する情報が限定され、集計作業の軽減につながった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・発生届の提出対象となる患者に加え、対象外の患者を県独自システムでフォローする体制を継続する。 ・医療機関からの県独自システムによる患者情報の報告は、外来定点の導入や国システムの改善等がされるまで実施し、医療機関と患者情報を共有していく。 ・次の感染拡大に備え、軽症の自宅療養者の健康フォローアップ業務の一元化について検討する。
<p>【保健所の体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県の応援職員リストの運用を継続する。 県応援職員業務の一部について外部人材への切り替えを進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・応援職員リスト（約350名）による保健所への迅速な応援を継続して実施した。 ・業務の一部について外部人材への切り替えを進めた（5月には計32名だった外部人材を9月には計78名まで増員）。 	<ul style="list-style-type: none"> ○応援職員に加え、外部人材の増員により、感染者急増時の保健所体制を拡充することができた。 ○発生届の提出対象を重症化リスクの高い患者に限定し、対象外の患者情報を報告する県独自のシステムを導入したことで、業務負担が軽減され、応援職員の削減につながった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染者の急増に備え、応援職員のリスト運用を継続する一方で、応援職員を減らしても対応できる体制を継続していく。
<p>【本庁の体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、感染者の増加や新規業務に機動的に対応できる体制を構築する。 本庁と保健所との連絡調整を一元的に行うための窓口を整理する。 保健所と本庁との Web 会議を月2回程度開催する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染者の急増や新規業務に対しては、県職員による応援や外部委託の実施により対応体制を構築した。 ・感染症対策課を本庁と保健所との連絡調整を行う窓口として一元化した。 ・情報共有を含め、保健所と本庁との Web 会議を月2回程度実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ○必要な人員の確保や外部委託により、体制を構築することができた。 ○感染状況が大きく変化する中、Web 会議により、現場の状況など保健所との必要な情報の共有を行うことができた。 ●職員応援が長期にわたり、各部局と部内各課の負担が生じている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の外部委託化や廃止を進めることで、県応援職員や外部人材等の役割や必要人数・業務を見直す。 ・引き続き、Web 会議を実施し、保健所との情報共有を行う。

2 検査

(1) 社会的検査（重症化リスクが高い方が入所・利用する施設等における感染者の早期発見、感染拡大の未然防止のための検査）

第7波に向けた方針・対策	第7波における対応	評価・課題	今後に向けた方針・対策
<ul style="list-style-type: none"> 当面は9月末まで事業を延長し、その後は感染状況をふまえて実施を判断する。 研修等の機会をもらえて社会的検査の活用を呼び掛ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・重症者リスクの高い方が入所する高齢者施設や障害福祉施設及び継続的な運営が必要となる小学校や保育所等の従事者を対象に、社会的検査を実施した。 ・8月22日から、高齢者施設における社会的検査の頻度を隔週から毎週に充実した。 ・高齢者施設（入所系）に対し、集中訪問等により、検査を強く推奨した。（7月25日から8月5日） 	<ul style="list-style-type: none"> ○一定割合で陽性者が確認されており、早期発見、感染拡大の未然防止の観点から意義があった。 ●集中訪問等により社会的検査の実施施設数は一定数増加したものの、さらなる拡大が課題である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当面は12月末まで事業を延長しており、その後は感染状況をふまえて実施を判断する。 ・オミクロン株対応ワクチンの効果や接種状況をふまえ、次の感染拡大に備え、PCR 検査だけでなく抗原定性検査キットも活用する。

(2) 無症状者に対する無料検査

第7波に向けた方針・対策	第7波における対応	評価・課題	今後に向けた方針・対策
<ul style="list-style-type: none"> 健康上の理由等でワクチン接種ができない方への検査を無料化する「ワクチン・検査パッケージ、対象者全員検査等定着促進事業」は、8月末まで事業を延長する。 幅広く感染不安などの理由による検査を無料化する「感染拡大傾向時の一般検査事業」は、当面は7月末まで事業を延長し、その後は感染状況をふまえて実施を判断する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ワクチン・検査パッケージ、対象者全員検査等定着促進事業」は、8月末で終了した。 ・「感染拡大傾向時の一般検査事業」として、感染の不安のある方等への無料検査を10月末まで延長して実施した。 ・お盆期間（8月5日から18日）に、近鉄四日市駅と宇治山田駅において臨時検査拠点を設置した。 	<ul style="list-style-type: none"> ○県民の不安解消につながるとともに、感染者の早期発見、感染拡大防止の観点からも一定有効だった。 ○「ワクチン・検査パッケージ、対象者全員検査等定着促進事業」終了後、9月以降は感染に不安がある県民を対象とした一般検査事業で対応することができた。 ○お盆期間における無症状者の臨時拠点での検査は、不安を感じる県民のために一定の効果があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般検査事業については、12月以降の実施について検討が必要である。 ・感染拡大はしていないものの、全国旅行支援やイベント割が実施されることをふまえ、これらの事業終了まで検査を続けていくことの検討が必要である。 ・年末年始に向けて国からの要請があれば、臨時拠点を開設する。

(3) 有症状者に対する無料検査

第7波に向けた方針・対策	第7波における対応	評価・課題	今後に向けた方針・対策
	<ul style="list-style-type: none"> ・診療・検査医療機関のひっ迫を防ぐため、重症化リスクの低い有症状者への抗原定性検査キットの配布、陽性者の登録等を行う「検査キット配布・陽性者登録センター」を8月10日から運用した。 ・高齢者施設（入所系）の従事者が有症時に使用できる抗原定性検査キットの事前配布を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ○お盆前から抗原定性検査キットの配布及び陽性者の登録を開始したことで、診療・検査医療機関が最もひっ迫することが懸念されたお盆前後のひっ迫回避に寄与することができた。 ○高齢者施設（入所系）に抗原定性検査キットを事前配布することで、従事者が有症状時に速やかに検査することができ、感染拡大の未然防止につながった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大防止等の観点から、速やかに検査できるよう、抗原定性検査キットの事前配布の対象を、他の施設（障害福祉施設、小学校、保育所等）にも拡大する。 ・インフルエンザとの同時流行などの感染状況により、必要に応じて「検査キット配布・陽性者登録センター」への登録を市販の検査キットで陽性が確認された方も対象とするなど見直す。

3 ワクチン接種

第7波に向けた方針・対策	第7波における対応	評価・課題	今後に向けた方針・対策
<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、市町と連携し、若年層をはじめ県民への接種機会の提供や啓発に努める。 ・4回目接種が円滑に進むよう、市町における接種体制構築を支援。 	<ul style="list-style-type: none"> ・3回目及び4回目接種の促進を図るため、県内5か所で11日間、県営集団接種会場を開設した。 ・武田社ワクチン（ノババックス）の接種センターを県内1か所に開設し、接種を希望される方の接種機会を確保した。 ・4回目接種について、接種対象の拡大を国に要望した。 ・4回目接種の接種率（全世代）は、7月初めには0.4%だったが、9月末には29.0%となった。 	<ul style="list-style-type: none"> ○接種対象の拡大を国へ要望した結果、オミクロン株対応ワクチンの接種において、60歳以上の方や重症化リスクの高い方などを対象とした4回目接種の一定の完了が見込まれた自治体では、対象者の拡大が可能と示された。 ○県接種センターでは、組み換えタンパクワクチンである武田社ワクチン（ノババックス）について、9月末までに438名の方に接種を実施した。 ●3・4回目接種希望者を対象として県営集団接種会場を開設したが、予約枠に対する接種実績は約4割にとどまった。 ●9月末時点で4回目接種率は高齢者（60歳以上）では70.8%となったが、全世代では29.0%と未接種者の割合が依然として高い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、市町と連携し、若年層をはじめ県民への接種機会の提供や啓発に努める。 ・オミクロン株対応ワクチンを活用した4回目接種が円滑に進むよう、市町における接種体制構築の支援を強化する。 ・これまでの実績や今後見込まれる予約数をふまえ、県営集団接種会場の設置場所や予約枠などを見直す。 ・特例臨時接種の実施期間が令和5年3月31日までとされる中、ワクチン接種が発症予防、重症化予防と死亡率の低下に有効であることから、接種対象の拡大もふまえ、高齢者はもとより、小児を含めた全世代の接種率向上のために接種機会の提供や啓発に取り組む。

4 医療提供体制

(1) 入院医療

第7波に向けた方針・対策	第7波における対応	評価・課題	今後に向けた方針・対策
<ul style="list-style-type: none"> ・オミクロン株が主流の間、病床確保計画におけるフェーズ移行の判断のタイミングを、「病床利用率30%」から「同40%」に変更する。 ・特別な配慮が必要な患者（妊産婦、小児、透析治療中等）に対応できる体制の維持・拡充を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・入院病床の拡充を図るため、県内の病院に新たな病床確保の依頼を行い、8病院において新たな病床を確保した。 ・病床利用率が40%に達した時点で、病床確保計画に基づき、緊急的な病床確保を医療機関に依頼した。（最大病床数 587床 9月2日から13日）。 ・確保病床のひっ迫を防ぐため、病院内発生患者の確保外病床における受入を依頼した。 ・特別な配慮が必要な患者（妊産婦、小児、透析治療中等）への対応について、県内の医療機関等と連携して整備した体制により適切に対応した。 	<ul style="list-style-type: none"> ○対応できる医療機関を増加させたことで、地域の中での患者受入の幅が拡充され、より円滑な入院医療を提供するための体制を確保することができた。 ○第7波の急激な感染拡大において病床利用率40%を緊急フェーズへの移行基準とした場合でも、入院調整に支障が生じることなく円滑に患者を受け入れることができた。 ○確保外病床における患者受入を行ったことで、確保病床のひっ迫を防ぎ、円滑な入院調整につなげることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ対応病床を継続的に確保しながら、通常医療とコロナ医療を両立しつつ、機動的に病床を運用できるよう受入医療機関と調整するとともに、対応できる医療機関の増加に向けて、新たな病床確保の依頼を行う。 ・病床確保計画におけるフェーズ移行の判断のタイミングを「病床利用率40%」で維持し、引き続き、感染拡大時においても計画的に病床確保が行えるようにする。 ・引き続き、病院内発生患者の確保外病床における受入を依頼する。 ・特別な配慮が必要な患者（妊産婦、小児、透析治療中等）に対応できる体制の維持・拡充を図る。 <p>【新たな強毒株の想定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな強毒株等への対応の際は病床利用率については、当初の基準である30%として病床確保計画を適用する。

(2) 臨時応急処置施設

第7波に向けた方針・対策	第7波における対応	評価・課題	今後に向けた方針・対策
<ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大時における救急医療のひっ迫防止のために入院待機者を一時的に受け入れ、酸素投与等の一定の医療的な処置を行う臨時応急処置施設について、当面の間、施設は確保しつつ、次の感染拡大に備える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・病床使用率が40%に達した時点で稼働の準備を開始し、臨時応急処置施設を稼働した。(8月4日から9月14日) ・高齢者の入院患者の増加を見据えて入所の基準を緩和し、幅広い患者に対応できるよう体制を整備した。 	<ul style="list-style-type: none"> ○過去の経験を生かして、病床使用率40%の時点から迅速に稼働準備を行い、適時に稼働することができた。この結果、第7波の病床使用率ピークの時期と重なる、8月9日から16日の間に5例の患者(70歳代から90歳代)を受け入れることができた。 ●新たな病床確保の効果もあり、8月17日以降は患者受入依頼が減少し、患者の受入実績が0件となった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・知見の蓄積により迅速な稼働準備が行えるようになってきたことや、入院病床が拡充されていることをふまえ、臨時応急処置施設の設置についてあらかじめ基準を設けず、感染状況に応じて運用する。

(3) 宿泊療養施設

第7波に向けた方針・対策	第7波における対応	評価・課題	今後に向けた方針・対策
<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊療養施設の確保数については、入所状況を鑑み、7月1日から4施設496室体制とする。 ・引き続き感染状況等をふまえ、体制について検討していく。 ・高齢者など健康観察上の理由による入所者については、必要に応じて対面による健康観察を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・4施設496室の体制で宿泊療養施設を運用した。 ・確保したすべての施設を稼働させるとともに、高齢者、小児、障がい者、外国人などさまざまな感染者を受け入れた。 	<ul style="list-style-type: none"> ○感染拡大に対応するため、確保したすべての施設を稼働させるとともに、高齢者、小児、障がい者、外国人などさまざまな感染者を受け入れることで、必要な方に適切な療養を提供できた。 ○受入医療機関から症状が軽快した患者を積極的に受け入れることにより、病床ひっ迫の緩和につながった。 ●感染者の急増に対応するため、稼働率60%を確保する体制を整えたが、感染者の大部分が軽症・無症状だったことなどから、想定ほどの入所者数とはならなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊療養施設については、4施設体制を当面維持していくが、入所状況や国の方針及び他都道府県の動向などを的確に把握したうえで、それらをふまえ、宿泊療養施設の体制について見直す。 【新たな強毒株の想定】 ・感染状況や入所状況をふまえ、清掃期間の短縮など稼働率の向上に取り組むとともに、必要に応じて確保居室数の増加を検討する。

(4) 自宅療養

第7波に向けた方針・対策	第7波における対応	評価・課題	今後に向けた方針・対策
<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き関係機関・団体の協力を得て、医療提供体制や中和抗体薬、経口抗ウイルス薬の投与体制など自宅療養者等の療養体制の充実に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅療養者の治療に関与する医療機関443、薬局475、訪問看護事業所78(9月22日現在)を確保するとともに、経口抗ウイルス薬(ラゲブリオ、パキロビッドパック)の投与体制を充実させた。 	<ul style="list-style-type: none"> ○医療機関、薬局、訪問看護事業者に急増した自宅療養者の治療に関与いただいた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国の方針や他都道府県の動向などを的確に把握したうえで、それらをふまえ、医療機関、薬局、訪問看護事業者の協力を得て、引き続き自宅療養者の治療に関与いただく。
<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、市町や関係団体と連携し、食事や衛生用品、パルスオキシメーターの配送など自宅療養者への支援体制を維持していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅療養者の急増を受け、国からの送付分を含め、パルスオキシメーターを追加で購入した。 ・パルスオキシメーター、食料品の配送依頼について、電子申請システムで実施した。 ・自宅療養者の急増を受け、濃厚接触者の食料品等購入のためのやむを得ない外出について可能な旨を周知し、支援する食料品も5日分から3日分へ変更した。 	<ul style="list-style-type: none"> ○必要となるパルスオキシメーターや食料品を調達し、配送体制を確保することにより、大幅な遅延なく対応依頼について対応できた。 ○発生届の限定化により、希望する方が申し込む方式に変更となったが、県独自システムにより感染者の情報を把握するとともに、申し込みフォームを整えることで、順調に推移している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・パルスオキシメーターの貸与、食料品の支援については当面維持していくが、国の方針や他都道府県の動向などを的確に把握したうえで、それらをふまえ、支援体制のあり方について見直す。

5 感染拡大防止対策

第7波に向けた方針・対策	第7波における対応	評価・課題	今後に向けた方針・対策
<p>【県民・事業者への協力要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、政府における対応も注視しながら、オミクロン株に対応した措置内容や基準、今後のまん延防止等重点措置の取扱いについて検討する。 県と国が連携しつつ、感染状況に応じて県主導で柔軟な対策を実施可能とする仕組みづくりを国へ働き掛ける。 	<ul style="list-style-type: none"> オミクロン株を想定した新たなアラート等を設定した。 設定した指標に基づき7月21日に「感染防止行動徹底アラート」を発出した。 国への働きかけによって実現した、県と国が連携し、県主導で実施可能な対策として「BA.5 対策強化宣言」及び国における「BA.5 対策強化地域」への指定について、8月5日から9月11日まで実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ○事前に設定した指標に基づき、アラートを発出するなど先手での対応を行うことができた。 ○「BA.5 対策強化宣言」を東海3県が足並みをそろえ、早期に発出することにより、行動制限を行わず社会経済活動を維持しながら感染防止対策の徹底について効果的に呼び掛けることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、場面に応じた適切な感染防止対策について周知を行う。 感染拡大時においては、政府における対応や変異株の状況等もふまえ、社会経済活動との両立のため可能な限り行動制限を伴わない形での効果的な感染防止対策の協力要請を行う。 <p>【新たな強毒株の想定】</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療提供体制のひっ迫を防ぐため、早期に県民・事業者に感染防止対策の呼びかけを実施 病床使用率 30%以上 感染拡大阻止宣言 病床使用率 30%以上 かつ 重症者用病床使用率 20%以上 緊急警戒宣言 <p>※病床使用率が 50%を超えるなど医療提供体制がひっ迫する場合には、まん延防止等重点措置等も検討。</p>
<p>【県民への広報】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 陽性患者や濃厚接触者の療養期間等の見直しなど、県民が必要とする情報を、ホームページ等を通じて速やかに発信した。 新規感染者に関する情報のうち、発生届の限定化に伴い9月11日から、県外発表分の件数や性別の内訳など、把握できなくなった項目について、公表を中止した。 クラスターについては、感染経路の特徴等が一定明らかになってきたため、8月末から公表対象を、接触歴のある5人以上の集団感染のうち感染経路などが特定できた事例から、1週間で10人以上の集団感染が新たに判明した高齢者施設等のハイリスク施設に変更した。 発生届の限定化や感染状況をふまえ、10月11日から、開庁日に報道機関に対して実施してきたレクチャーは一時休止することになった。 	<ul style="list-style-type: none"> ○国の対応方針の変更等にあわせて、県民が必要とする情報を、ホームページ等を通じて速やかに発信し、適切に届けることができた。 ○発生届の限定化等にあわせて、これまで公表してきた情報を整理し、公表方法を変更等することで、業務の重点化や効率化を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、感染した際の行動や県民が必要とする情報を、ホームページや報道機関への資料提供等を通じて、速やかかつ適切に発信していく。
<p>【学校等における感染防止対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」等をふまえ、これまでの経験も生かし、必要な感染対策をとりながら、引き続き、教育活動を継続できるよう取り組む。 児童生徒一人一人の状況を見守りながら、心身の負担の軽減も考慮しつつ、感染対策と教育活動の両立を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、家庭の協力も得ながら、発熱や咳等の症状がある場合は自宅で休養することや、学校における効果的な換気など、基本的な感染防止対策に取り組んだ。 県立学校の臨時休業は、引き続き、個々の状況に応じ、学校医等の助言を得ながら、必要な範囲、期間において機動的に行った。 部活動の大会や修学旅行などの参加の前に、無症状の場合で希望する者は、国や県による無料検査事業を活用できることを周知した。 	<ul style="list-style-type: none"> ○感染拡大防止のための臨時休業については、各学校や地域の実情をふまえ、必要な範囲で実施した。 ○感染リスクを低減する工夫を講じながら、修学旅行・体育祭等の学校行事、部活動などの活動が実施できた。 ●政府の基本的対処方針などにより求められる感染症対策を行いつつ、児童生徒の心身の健やかな成長を図るため、人と人とのコミュニケーションや交流、体験活動の機会を確保する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 政府の基本的対処方針などにより求められる感染症対策を行いながら、さまざまな教育活動が実施できるよう取り組む。

6 クラスター対策

第7波に向けた方針・対策	第7波における対応	評価・課題	今後に向けた方針・対策
<p>【感染防止対策の徹底にかかる高齢者施設訪問や高齢者施設等を対象とした研修会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後の感染状況をふまえ、対象施設の拡大等、より面的に抑制効果が得られる手法を検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 定員が多く大規模感染につながる懸念される高齢者施設に対し、訪問等により重点的に社会的検査を強く推奨した（8月5日までに83施設を訪問、299施設に電話・文書による依頼）。 病院、高齢者施設、訪問介護事業所等で勤務する看護師や潜在看護師を対象として、新型コロナウイルス感染症対応看護職員養成研修を実施（9月3日実施 82名参加）。 	<ul style="list-style-type: none"> ○訪問等を行った高齢者施設における感染の抑制に一定の効果があったものと考えられる。 ○感染者の看護にあたり必要となる最新の知識・技術の習得や現場における経験を情報共有することで、潜在看護師も含め看護職員の新型コロナウイルス感染症患者への対応力向上を図ることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者施設を中心に、引き続きクラスターが発生していることから、重症化リスクの高い施設における感染防止対策を図っていく。 ・研修内容を幅広く活用・共有することで、看護職員等の対応力向上を図っていく。
<ul style="list-style-type: none"> ・集団感染の複数発生にも対応するため、関係医療機関等に働きかけ、県庁への感染対策の専門家の配置を進める。 ・集団感染が多く発生した高齢者施設等での陽性者発生時の感染制御等にかかる相談窓口を設置する（R4.6/13～）。 ・高齢者施設等での療養者への往診・オンライン診療等が可能な医療機関を確保し、医療提供の体制整備を図る（R4.6/7 現在 108 施設を確保）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・支援可能な専門家を登録し、7月13日から、最大3チームを同時派遣できるよう、陽性者発生施設へ派遣する感染制御チームの体制を強化した。 ・高齢者施設等において陽性者が発生した場合の専門相談窓口を設置した。 ・医療提供を必要とする高齢者施設等と協力可能な医療機関のマッチング・調整を行う体制を構築した。 	<ul style="list-style-type: none"> ○専用相談窓口は6月の開設以降382件の相談事案に対応するとともに、感染制御チームの派遣、業務継続支援の円滑な実施につなげることができた。 ○感染制御チームを最大3チーム派遣可能な体制としたこと及び感染経路の特定から感染拡大防止のための感染制御指導に支援内容を重点化したことから、派遣要請に対し機動的に対応することができた（7月以降の対応実績125件）。 ○医療提供体制を構築して円滑な往診・電話診療につなげることで、施設の入所者が安心して施設内療養を行うことができた（9月30日現在 往診：18回（142人）、電話診療：6回（21人））。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者施設等における陽性者発生時の対応力向上を図るため、マニュアルの作成や施設向け研修等の取組を進めていく。

7 事業者支援

第7波に向けた方針・対策	第7波における対応	評価・課題	今後に向けた方針・対策
<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止と経済活動の両立に向け、ひきつづき飲食店及び観光関連の施設認証制度を運営するほか、県民割についても、感染状況を見極めつつ最大限の事業効果を訴求する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第6波までは感染状況をふまえつつ、県民割の実施の可否や対象範囲の決定等について慎重に進めてきたが、第7波では、国として行動制限を課さないという局面の変化をふまえ、県民割についても、基本的な感染防止対策を徹底したうえで、対象範囲等特に制限を設けず実施した。 ・感染防止対策に配慮をしつつ経済活動を継続していくため、BA.5対策強化宣言において、「みえ安心おもてなし施設認証制度（あんしんみえリア）」認証店の利用を県民の皆様呼びかけた。 	<ul style="list-style-type: none"> ○令和4年7～9月に実施した県民割では、本県を含む13府県の延べ約40万人が利用。また、感染症の状況を見極めつつ9月22日からは「ミジュマルスタンプラリー」「体験施設利用促進」「高速道路ドライブプラン事業」を開始し、観光需要を喚起し、県内周遊を促進することで県内観光地での消費拡大に取り組んだ。 ●行動制限を伴わない感染防止対策の実施にあたっては、基準に基づき県が認証する「あんしんみえリア」認証店の果たす役割が重要であるため、消費者への更なる周知が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、基本的な感染防止対策を徹底しながら、全国旅行支援「おいでよ！みえ旅キャンペーン」の実施をはじめとする各観光需要喚起策の実施により、県内観光関連事業者の更なる支援に取り組む。 ・引き続き、「みえ安心おもてなし施設認証制度」の信頼性確保を進めるなど、制度の安定的な運営と普及に努める。